

補助対象機器の条件及び補助額

補助対象機器の種類	補助の条件	補助金の額
Z E H	町内に現に居住している戸建住宅において新たに対象となる、又は新築の戸建住宅を当該住宅に居住するため建築若しくは購入するもの	30万円
Z E H +		40万円
次世代Z E H +		50万円
次世代H E M S		
太陽光発電システム	町内に現に居住している戸建住宅において新たに設置し、又は対象機器が設置された新築の戸建住宅を当該住宅に居住するため建築若しくは購入するもの。 太陽光発電システムについては、太陽光を利用して発電するシステムで最大発電出力3kW以上10kW未満の装置とする。 家庭用蓄電池については、蓄電部がリチウムイオン蓄電池であり、充電することによって蓄えられた電気を分電盤を通じて住宅の内部で用いるもの。 家庭用コージェネレーションシステムについては、燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される電気と熱の供給を主目的としたシステムであるもの。 V 2 H 充放電設備の設置については、太陽光発電設備等、再生可能エネルギーから電気の供給を受けるものとする。	10万円
家庭用蓄電池		10万円
家庭用コージェネレーションシステム		10万円
V 2 H 充放電設備		5万円
電気自動車、プラグインハイブリッド車	V 2 H 充放電設備を町内に現に居住している戸建住宅において新たに設置し、又は対象機器が設置された新築の戸建住宅を当該住宅に居住するため建築若しくは購入したもので、申請者（同一世帯の者を含む）が新車の状態で購入したものが対象である。 一般社団法人次世代自動車振興センターが「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の対象車両とし、申請者は自動車検査証に記載されている所有者であり、かつ、使用者であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、所有者が車両販売会社、ローン会社等であり、かつ、使用者が申請者であること。	10万円